

120ミリメートル

<p>写真ちよう付</p> <p>環境省 印</p>	<p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚 染への対処に関する特別措置法第十八条第四項の規定による証明 書</p> <p>年 月 日交付（二年間有効）</p> <p>環境大臣</p> <p>印</p>
--------------------------------	--

（表 面）

この証明書を携帯する者は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法抜粋

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

5 (略)